

## 講師業務委託契約書

一般社団法人 日本パーソナルビジネス協会 (JPBA) (以下甲という)と講師業務受託者(以下乙という)、甲の受講生の指導について、次の通りの認定講師契約を締結する。

### 第1条 指導方針の遵守と能力向上への専心

乙は、甲の方針を遵守し、の能力向上並びに指導に専念するものとする。

### 第2条 雇用関係と業務委託

乙は、甲との雇用関係ではなく、業務委託を受けたものであることを認識し、甲の指示のもとに誠意を持って忠実に受託事項を遂行するものとする。

### 第3条 委託業務の範囲

#### 1. (委託業務の拡大)

乙は業務遂行中、甲から委託された業務以外の事を行う事はできない。ただし、甲の書面による許可のあった場合はできるものとする。

#### 2. (乙の責任と疑義の指導)

業務遂行上生じた問題については、乙の責任において処理する事とし、さらに、業務遂行上において問題・疑問等が生じた場合は、乙は甲の指導や助言を受けることができるものとする。

### 第4条 授業

#### 1. (担当科目)

乙の担当する科目については、甲が決定する。

#### 2. (適切な授業)

乙は、個々の現状を正確に把握し、に対し、最も適切な授業をするように務めるものとする。

#### 3. (教材使用)

乙は、甲が指定の教材を使用する。能力によっては、甲の承認を受けて、他の教材も追加使用できるものとする。

#### 4. (教材作成)

業務遂行のために乙が作成した教材の著作権、肖像権は乙に存在するが、当受講生の授業で使用した教材は甲が無償で使用できるものと同時に本事業以外で使用しないことに同意し、資料の著作権、肖像権を行使しないものとする。

### 第5条 報酬

#### 1. (報酬額)

乙の報酬額については別途定める「講師業務委託に関する覚書」の通りとする。

#### 2. (報酬の内容)

報酬には、乙の業務遂行上必要な事前準備、教材研究を含むものとする。

#### 3. (報酬の支払い手続き)

甲は、乙の授業実施数を確認した上で、別途定める「講師業務委託に関する覚書」に基づいて報酬を支払う。

## 第6条 義務

### 1. (ノウハウの守秘義務)

乙は、甲の経営上のノウハウはもちろん、業務遂行上取得したノウハウも第三者に漏らしてはならない。

### 2. (成績の守秘義務)

乙は、業務遂行上知り得た成績を甲や受講生の許可なく第三者に漏らしてはならない

### 3. (批判や中傷)

乙は、甲及び甲の受講生の批判をしたり、他の講師及び甲の受講生関係者の中傷をしてはならない。

### 4. (遅刻・休講)

乙は、開催する事業での無断遅刻・休講はあってはならない。授業に遅刻・休講の場合は、甲は報酬を支払わない場合がある。繰り返し休講、遅刻を続けた場合には、甲の裁定により報酬を減額、あるいは契約の解除もあり得るものとする。

## 第7条 契約

### 1. (契約期間)

本契約の期間は1年間とし、双方どちらかが解約の意思を表示しない場合は自動更新とする。

### 2. (契約の解除)

乙の業務遂行能力が著しく劣っていたり、講師として不適格と認められた場合には、契約期間中であっても、甲は本契約を解除することがある。

2. 乙が本契約の条項の一つにでも違反する場合、甲は、乙に通知催告手続きをとるとなく、本契約を解除できるものとする。

3. 乙のほうから契約を解除したい場合は、契約を解除したい日の30日以上前に甲に通告しなければならない。

## 第7条 契約

1. 甲乙共に反社会的勢力に指定されている暴力団、暴力団組織、総会屋、社会運動等標ゴロ、特殊知能暴力集団等、またはそれら関係者等に対し関係がないこと、利用しないこと、交際しないことを誓い、これら条項に反した場合は本契約は無効になることとする。

## 第8条 (契約違反による損害請求)

乙の本契約違反によって、甲が損害を受けた場合、甲は、その実損害額の賠償請求を行う。

## 第9条 (紛争の処理)

甲および乙は本契約に関し裁判上の紛争が生じたときは、沖縄地方裁判所を第1審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

以上の通り、契約が成立したことを証し、甲乙各自署名捺印の上、各一通を保有する。

年 月 日

甲 JPBA

乙 認定講師